

要件事項	<p>&lt;航空／海上共通業務&gt; 特例輸出貨物に係る輸出許可取消申請の可能化</p>
機能概要	<p>&lt;変更前仕様&gt; 下記の申告等種別に係る輸出許可を受けた貨物（特例輸出貨物。関税法第 30 条第 1 項第 5 号参照）について、システムにより当該許可の取消申請（関税法第 67 条の 4 第 1 項参照）を行うことができない。 ・「T：特定輸出申告」 ・「N：特定委託輸出申告」 ・「M：特定製造貨物輸出申告」</p> <p>&lt;変更後仕様&gt; 特例輸出貨物に係る輸出許可取消申請（及び当該申請を受けての許可取消）について、システムにより行うことを可能とする。 ① 「輸出取止め再輸入申告（E E C）」業務において、申告等種別「T」、「N」及び「M」により輸出許可を受けた申告について特例輸出貨物の輸出許可取消申請を実施可能とする機能を設ける。 ② E E C 業務等及び照会業務（「輸出申告等照会（I E X）」業務）の「輸出取止め再輸入」に係る項目について、画面テンプレート、帳票テンプレートの名称を変更する。 ③ 管理資料の収集条件について、一般の輸出申告等に併せて追加で集計する特例輸出貨物に係る輸出許可取消件数については、各申告等種別毎（「T」、「N」及び「M」）に集計を行う。</p>

## 1. 変更内容

### (1) オンライン業務の変更

#### (A) 業務名の変更及び画面テンプレート、帳票テンプレートのタイトル・項目名の変更

「輸出取止め再輸入申告事項登録（E E A）」業務の業務名を「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録」に変更する。その他の業務及び画面・帳票テンプレートの変更内容（出力情報コード、タイトル及び項目名の変更）については、「別紙 01\_業務名・画面・帳票テンプレートの変更一覧」参照。

また、ヘルプファイルで「輸出取止め再輸入申告」の文言を使用している箇所についても修正する。

#### (B) E E A 業務の変更

申告等種別が「T」「N」「M」の場合も業務実施が可能となるようチェック処理を見直す。なお、変更するチェックは「輸出申告事項登録（E D A）」業務や「輸出許可内容変更申請事項登録（E A A）」業務等をもとに判断している。

- (a) 特定委託輸出申告で当初申告者以外が行う場合は、申請者がシステムに認定通関業者として登録されていることのチェックを追加する。エラー内容は以下追加 項番 1 参照
- (b) 輸出申告 DB チェック内の申告等種別チェックにおいて、申告等種別が「T」「N」「M」の場合もエラーとならないようにする。エラー内容は以下変更 項番 1 参照
- (c) 「許可・承認等情報登録（輸出通関（P A E）」業務で「T O K：特定輸出許可取消」が実施されていないことのチェックを追加する。エラー内容は以下追加 項番 2 参照
- (d) 通関予定蔵置場コードの入力チェックにおいて、申告等種別が「T」の場合は、保税地域 DB の保税地域区分が「T：自社施設（特定輸出申告）」であれば、エラーとならないように変更する。
- (e) 申告等種別が「T」「N」「M」の場合に注意喚起メッセージ（申告官署と通関蔵置場を管轄している税関官署または入力者に係る認定通関業者用申告先官署が異なる場合）を出力しないように変更する。
- (f) 入力された蔵置場がシステム参加保税地域でない場合の全量蔵置されていないことのチェックにおいて、申告等種別が「T」「N」「M」の場合はエラーとならないようにする。（海上）
- (g) 入力された蔵置場がシステム参加保税地域の場合の全量蔵置されていることのチェックにおいて、申告等種別が「T」「N」「M」の場合はエラーとならないようにする。（海上）
- (h) 入力された蔵置場に貨物が蔵置されていることのチェックにおいて、申告等種別が「T」「N」「M」の場合はエラーとならないようにする。（航空）
- (i) 入力されたあて先官署が通関蔵置場を管轄する税関内の官署であることのチェックにおいて、申告等種別が「T」「N」「M」の場合はエラーとならないようにする。
- (j) 申告等種別が「T」「N」「M」の場合は、あて先官署が輸出許可税関であることのチェックを追加する。エラー内容は以下追加 項番 4 参照

- (k) 申告等種別が「T」「N」「M」の場合で、あて先官署がスペースの場合、許可時のあて先官署を設定する。
- (l) 統計に計上されていないこと（出港予定年月日を過ぎていないこと）のチェックにおいて、申告等種別が「T」「N」「M」の場合はエラーとならないようにする。（海上）

ヘルプメッセージの追加

項番	エラーコード	エラー内容	処置
1	U0006	当初申告者と入力者が異なる場合において、当該申告は、特定委託輸出許可の旨が登録されているにもかかわらず、入力者はその資格を有していない。	申告・申請番号を確認し再入力する。
2	E0022（航空） E0023（海上）	当該申告は、既に「許可・承認等情報登録（輸出通関）（PAE）」業務により特定輸出許可取消の旨の登録がなされている。	申告・申請番号を確認し再入力する。
3	E0011 ※参考	当該申告は、既に「許可・承認等情報登録（輸出通関）（PAE）」業務により輸出取止め再輸入許可の旨の登録がなされている。	申告・申請番号を確認し再入力する。
4	R0105	あて先官署コードを管轄する税関が許可時の税関ではない。	あて先官署コードを確認して再入力する。

ヘルプメッセージの変更

項番	エラーコード	エラー内容	処置
1	E0006	当該申告は、申告等種別に輸出申告、 <b>特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告のいずれか旨</b> が登録されていない。	1. 申告・申請番号を確認し再入力する。 2. 税関に依頼し、マニュアルで処理を行う。

- (C) 「輸出取止め再輸入申告変更事項登録（EEA01）」業務の変更  
(B) (e) (f) (g) (h) (i) (j) (l)と同様に変更する。
- (D) 「輸出取止め再輸入申告事項呼出し（EEB）」業務の変更  
(B) (a) (b) (c) (l)と同様に変更する。
- (E) EEC業務の変更  
(a) (B) (f) (g) (h) (l)と同様に変更する。  
(b) 入力者がシステムに通関士として登録されていることのチェックにおいて、申告等種別が「T」「N」「M」の場合は、エラーとならないようにする。
- (F) 「輸出取止め再輸入申告変更事項呼出し（EED）」業務の変更  
(a) (B) (l)と同様に変更する。
- (G) 「輸出取止め再輸入申告変更（EEE）」業務の変更  
(a) (B) (f) (g) (h) (l)と同様に変更する。  
(b) 入力者がシステムに通関士として登録されていることのチェックにおいて、申告等種別が「T」「N」「M」の場合は、エラーとならないようにする。
- (H) IEX（IEXOW）業務の変更  
(a) 特定輸出申告照会情報（大額）（SAEOEC/AAE0EC）、特定輸出申告照会情報（少額）（SAEOF C/AAE0FC）に以下の項目①～⑧を出力対象とし⑨を非表示とする。  
詳細は、別紙 02\_IEX\_05\_輸出申告等照会情報 Air\_Sea 参照  
①特例輸出貨物の輸出許可取消のあて先官署名  
②特例輸出貨物の輸出許可取消のあて先部門コード  
③特例輸出貨物の輸出許可取消の通関予定蔵置場コード  
④特例輸出貨物の輸出許可取消の理由  
⑤特例輸出貨物の輸出許可取消の申告者コード

- ⑥特例輸出貨物の輸出許可取消の申告者氏名
- ⑦特例輸出貨物の輸出許可取消の通関士コード
- ⑧特例輸出貨物の輸出許可取消申請年月日
- ⑨輸出取止め再輸入許可年月日
- (b) 輸出申告照会情報（大額）（SAEOLC/A AEOLC）、輸出申告照会情報（少額）（SAEOSC/A AEOSC）に以下の項目を出力対象とする。
  - ①特例輸出貨物の輸出許可取消年月日
  - ②特例輸出貨物の輸出許可取消申請年月日

(I) 「通関士審査結果登録（CCA）」業務の変更

- (a) 申告種別が「EEC：輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請」で、申告等種別が「T」「N」「M」の場合は、業務実施不可となるようチェック処理を追加する。

項番	エラーコード	エラー内容	処置
1	E0065	申告種別（EEC）の場合、申告等種別が輸出申告または輸出マニフェスト通関申告の場合のみ実施可能である。	申告等番号を確認して再入力する。 なし。

(J) 「通関士審査内容呼出し（CCB）」業務の変更

- (a) 申告種別が「EEC：輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請」で、申告等種別が「T」「N」「M」の場合は、業務実施不可となるようチェック処理を追加する。

項番	エラーコード	エラー内容	処置
1	E0065	申告種別（EEC）の場合、申告等種別が輸出申告または輸出マニフェスト通関申告の場合のみ実施可能である。	申告等番号を確認して再入力する。 なし。

(2) バッチ業務の変更

(A) プログラム変更が発生しない管理資料について

以下の管理資料については、輸出取止め再輸入申告データまたはPAE（TOK）のデータと同様の挙動とする。

項番	管理資料	挙動
1	輸出申告一覧データ（H01）	特例輸出貨物の輸出許可取消された場合でも許可件数1件として収集する。 ※輸出取止め再輸入申告データも同様
2	輸出貨物許可承認等実績データ（H02）	特例輸出貨物の輸出許可取消された場合でも許可件数1件、許可内容変更承認1件として収集する。 ※輸出取止め再輸入申告データも同様
3	輸出通関事務取扱データ（日報）（H03）	特例輸出貨物の輸出許可取消された場合でも許可件数1件、許可内容変更承認1件として収集する。
4	輸出通関取扱件数データ（月報）（H04）	搬入確認データとして、特例輸出貨物の輸出許可取消されたものは収集しない。 ※輸出取止め再輸入申告データも同様
5	品目別許可貨物実績データ（通関業用）（H05）	特例輸出貨物の輸出許可取消されたものは収集しない。 ※輸出取止め再輸入申告データも同様
6	輸出申告審査区分別一覧表（H06）	特例輸出貨物の輸出許可取消された場合でも収集する。 ※輸出取止め再輸入申告データも同様

## 2. 変更対象業務

### <オンライン業務>

- ・「輸出取止め再輸入申告事項登録（E E A）」業務
- ・「輸出取止め再輸入申告変更事項登録（E E A O 1）」業務
- ・「輸出取止め再輸入申告事項呼出し（E E B）」業務
- ・「輸出取止め再輸入申告（E E C）」業務
- ・「輸出取止め再輸入申告変更事項呼出し（E E D）」業務
- ・「輸出取止め再輸入申告変更（E E E）」業務
- ・「輸出申告等照会（I E X（I E X O W）」業務
- ・「通関士審査結果登録（C C A）」業務
- ・「通関士審査内容呼出し（C C B）」業務

## 3. 特記事項

### (1) 個別項目

なし

## 4. 添付資料

- ・別紙 01\_業務名・画面・帳票テンプレートの変更一覧
- ・別紙 02\_IEX\_05\_輸出申告等照会情報 Air\_Sea

## 5. リリース予定日／サービス開始予定日

2021年01月17日（日）04：00